

通所リハビリテーション料金表

社会福祉法人 正和会 指定通所リハビリテーションやすらぎの杜

<令和3年4月1日改定>

要介護 1～5 大規模事業所Ⅰ 利用時間10:00～16:30(6時間以上7時間未満)

基本料金 介護サービス費 日額

要介護状態区分	1割	2割	3割	10割
要介護 1	694円	1,388円	2,082円	6,940円
要介護 2	824円	1,648円	2,472円	8,240円
要介護 3	953円	1,906円	2,859円	9,530円
要介護 4	1,102円	2,204円	3,306円	11,020円
要介護 5	1,252円	2,504円	3,756円	12,520円

* 新型コロナウイルス感染症に対応するための
特例的な評価 : 基本報酬に0.1%上乘せ
(令和3年9月末まで)

その他加算 月額	1割	2割	3割	10割	
リハビリテーションマネジメント 加算(A)イ(6ヶ月以内)	560円	1,120円	1,680円	5,600円	(イ)リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービスに位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他の関係者と共有し当該リハビリテーション介護の内容を記録すること。通所リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得ること。通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の場合にあっては1月の1回以上、6ヶ月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
リハビリテーションマネジメント 加算(A)イ(6ヶ月超)	240円	480円	720円	2,400円	
リハビリテーションマネジメント 加算(A)ロ(6ヶ月超)	593円	1,186円	1,779円	5,930円	
リハビリテーションマネジメント 加算(A)ロ(6ヶ月超)	273円	546円	819円	2,730円	
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	400円	
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	400円	利用者毎の、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身状況に係わる基本的情報を、厚生労働省に提出。必要に応じてサービス計画を見直し、適切活有効に情報を活用していること。

その他加算 日額	1割	2割	3割	10割	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	44円	66円	220円	
入浴加算(Ⅰ)	40円	80円	120円	400円	
入浴加算(Ⅱ)	60円	120円	180円	600円	医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が利用者の居室を訪問し、浴室における利用者の動作及び環境を評価。利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室環境に係る助言を行う。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した当該利用者の居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居室の状況に近い環境にて入浴介助を行うこと。
リハビリテーション提供体制加算 6～7時間	24円	48円	72円	240円	
短期集中個別リハビリテーション加算	110円	220円	330円	1,100円	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、概ね週2日以上、1日当たり40分以上の個別リハビリテーションを実施
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算Ⅰ	240円	480円	720円	2,400円	認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその病院又は施設等から退院(所)又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合加算されます。 (Ⅰ)…1週に2日を限度とする。(Ⅱ)…1月に4回以上のリハビリテーションを実施、実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画書を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。リハビリテーションマネジメント加算Aを算定していること。
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算Ⅱ(月額)	1,920円	3,840円	5,760円	19,200円	
重度療養管理加算	100円	200円	300円	1,000円	所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外のものであり、要介護3、要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	20円	40円	60円	200円	提供時間帯を通じて看護職員を1人以上は位置し、看護職員又は介護職員を指定基準+常勤換算で1人以上確保していること。また、要介護3以上に該当する利用者が一定割合以上であること。
若年性認知症受入加算	60円	120円	180円	600円	
送迎を行わない場合(片道)	-47円	-94円	-141円	-470円	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施しない場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					総単位数に対して4.7%加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					総単位数に対して2.0%加算

(利用料)	食費	650円	内訳	昼食600円・間食50円
	日用品費	60円	石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュ、トイレトーパー等	
	その他	500円	通常地域(宇和島市)以外に送迎した場合(片道)	

* 行事・クラブ費について、必要時別途実費となります。その際は、その都度ご相談させていただきます。

* 紙おむつは、ご自宅より持参願いますが、施設の紙おむつを利用された場合は別途料金が必要となります。

介護予防通所リハビリテーション料金表

社会福祉法人 正和会 指定通所リハビリテーションやすらぎの杜

<令和3年4月1日改定>

要支援1・2

利用時間 10:00~16:30

基本料金 介護サービス費 月定額

要介護状態区分	1割	2割	3割	10割
要支援 1	2,053円	4,106円	6,159円	20,530円
要支援 2	3,999円	7,998円	11,997円	39,990円

*新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 : 基本報酬に0.1%上乗せ(令和3年9月末まで)

*利用開始月より12ヶ月超の場合、要支援1の場合20円/月・要支援2の場合40円/月減算
(ただし、令和3年4月1日以前より利用されている方は、令和3年4月1日が起算日となる)

その他加算 月定額

	1割	2割	3割	10割	
サービス提供体制 強化加算 I	88円	176円	264円	880円	要支援 1
	176円	352円	528円	1,760円	要支援 2
運動器機能向上加算	225円	450円	675円	2,250円	運動器機能向上計画を作成し、個別にリハビリを実施した場合加算されます。
若年性認知症受入加算	240円	480円	720円	2,400円	
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	400円	利用者毎の、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身状況に係わる基本的情報を、厚生労働省に提出。必要に応じてサービス計画を見直し、適切活有効に情報を活用していること。
介護職員処遇改善加算(I)	総単位数に対して4.7%加算				
介護職員等特定処遇改善加算(I)	総単位数に対して2.0%加算				

利用料 (日額)

食費	650円	内訳 : 昼食600円・間食50円
日用品費	60円	石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュ、トイレトペーパー等の日用品費
その他	500円	通常地域(宇和島市)以外に送迎した場合(片道)

*行事・クラブ費について、必要時別途実費となります。その際は、その都度ご相談させていただきます。

*紙おむつは、ご自宅より持参願いますが、施設の紙おむつを利用された場合は別途料金が
必要となります。